

■事前事業提案募集 質問回答

No.	質問内容	回答
	<b>「ハード事業」に関するご質問</b>	
1	事業期間終了後、店舗等をそのまま残置して寄付することは可能でしょうか。	整備した施設については、原則、事業期間終了後に撤去し、原状回復する必要があります。ただし、事業期間終了後も活用可能な施設等の取り扱いについては、府と協議していただく場合があります。
2	<枠組みⅢ>について簡易な販売設備等の設置した場合、指定期間が終了後、設備設置以前の状態へ完全に復帰することが必要でしょうか。	
3	再整備において公共物（園路等）を設置した場合、府側で資産の寄付に応じて頂けますでしょうか。	公共物の用途・性質により寄附の受け入れは可能となる場合があると考えています。受け入れの可否についてはあらかじめ協議が必要です。なお、寄付を受けた公共物は事業期間中は事業者の管理となります。
4	絶対に残さなければいけない既存の施設や構築物がありますでしょうか。あればその利活用について具体的な要望はありますか。	利用料金施設（駐車場、運動施設など）については、現在の用途を維持するものとし、用途変更する場合は機能の代替や補完を行ってください。また、その他の施設についても改修や撤去を行う際には府との協議が必要です。なお、指定管理者の管理対象外施設については、施設の利活用の提案はできません。（資料1「各公園管理マニュアル 資料編参照」）
5	質問No.4を踏まえて、建蔽率の考え方と新規に設置可能な施設の面積のご提示をお願い致します。	府都市公園条例で定める建ぺい率は公園の敷地面積に対し2%です。ただし特例建ぺい率対象建築物（休養施設、運動施設、教養施設等）は10%を限度としてこれを超えることができます。現在の各公園の建ぺい率については、「資料6：各公園 許容建築面積の制限」をご参照ください。
6	各公園において、新規で建築物を建築できないエリア等があればお教え下さい。	府営公園の魅力向上に向けて民間事業者の皆様の自由で柔軟なご提案をお願いします。なお、設置のエリアの検討にあたっては「各公園のめざすべき姿（素案）」に示す公園の目標像との整合や、各種関係法令の遵守、防災公園の側面等に留意して下さい。また、指定管理者の管理対象外施設については、施設の利活用の提案はできません。（資料1「各公園管理マニュアル 資料編参照」）
7	樹木の伐採などを行った場合、同数の樹木を植樹しなければならないなどの制限はありますか。	府営公園では、緑の少ない大阪の都市環境を保全し、景観の向上に資する都市基盤として、その機能を着実に保全し、将来に渡って継承する公園づくりを進めています（大阪府営公園マスタープラン目標像④）。新たな施設の設置等に伴いやむを得ず樹木を伐採する場合は、府との協議が必要です。
8	公園内に個人で設置されている売店がありますが、どのような許可及び契約内容になっていますか？また、指定管理者が売店やカフェなどを設置したい場合、こちらの売店に対してどのような配慮が必要ですか？	指定管理者以外の者が管理運営する売店は、設置管理許可（都市公園法第5条）を受けて設置されていますので、指定管理者の管理対象外施設です。

■事前事業提案募集 質問回答

No.	質問内容	回答
9	募集要項p.2 <枠組みII>P-PFI型施設整備について 事業区域以外の公園区域は、別途募集する公園全体の指定管理者がするとありますが、P-PFI型施設整備により整備する特定公園施設の範囲は、事前提案公募の手続きでは応募者が提案するものと理解してよろしいでしょうか？	特定公園施設の区域はP-PFI型施設整備の事業区域に含みます。応募者が特定公園施設の範囲や内容について提案してください。（募集要項2頁3(1)②エ参照）
10	募集要項p.9ほか工事の施工における注意事項について 「5 提案をいただくにあたっての注意事項の各枠組みについて」の記載のなかで、「工事の施工における注意事項」についてお示しいただいておりますが、これらは実際に施設を施工する際に注意しておくべき事項との理解でよろしいでしょうか？	実際に工事を施工する際の注意事項です。
11	既設遊具の撤去・遊具の新設について制限される可能性はあるのでしょうか？	自由で柔軟な発想で提案をお願いします。なお、遊具の撤去や新設にあたっては、既存利用者への影響や適正な配置、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」に基づく国補助金返還の要否等に留意する必要があります。
12	各公園に関する質問ですが現存する遊具施設や建造物、各種競技場などの施設で大規模修繕や取り壊しなどの計画がある施設は有りますでしょうか？	浜寺公園ではプールの主要な施設を令和3年度の営業開始までに改修予定です。なお、府では公園施設・設備等の経年劣化等による改修工事を行っており、今後も施設の劣化状況や利用状況等を踏まえ改修工事を順次進めてまいります。
13	各公園において、次期管理期間開始までに新たに新規で建築等を予定している施設、設備等がありますか。	現時点で、次期指定管理期間開始までに新たに新規で建築等を予定している施設、設備等はありません。
<b>「ソフト事業」に関するご質問</b>		
14	イベント実施に関する制限はありますか（収益事業のみ、企業PRのみなど）。	府営公園の持つポテンシャルを最大限に発揮し、公園の活性化や利用者サービスの向上を図るため、集客力や収益力のあるイベントなどを収益事業（自主事業）として、積極的に企画・誘致することを指定管理者に求めています（府営公園管理要領5/119参照）。なお、許可条件については府営公園管理要領63/119を参照してください。
15	<枠組みI・III>の公園において、「多様な収入源の確保」が挙げられていますが、現在、府営の万博記念公園では、指定管理者による広告の設置などが厳しく制限されています。今後は、制限を緩和し、府と協議の上、実施を可能にして行く方針であると理解してもよろしいですか。	追加資料01 「大阪府営公園における広告の許可に関する要綱」を追加しています。本要綱を踏まえ、必要と考える緩和事項等について、ご意見、ご提案などをお聞かせください。
16	広告看板等の設置位置や広告内容について府から制限を受ける事はあるのでしょうか？	
17	<枠組みIII>について多様な収入源の確保について、ネーミングライツ料を募集した場合、ネーミングライツの権利を得た企業等が、施設の写真等、様々な使用条件での権利の制約を受ける範囲を教えてください。	多様な収入源確保の手法として、幅広く自由で柔軟な発想でご提案ください。
18	公園内の国有地について建築物の制限は記載がありますが、使用についての制限事項もあるのでしょうか？	通常の公園としての使用について制限はありません。ただし、使用形態によっては国の機関との協議が必要です。

■事前事業提案募集 質問回答

No.	質問内容	回答
19	各公園において、設置地域の自治体と協業をしていることがあればお教え下さい。（運営、イベント、ボランティア活動等）	公園や地域の活性化を目的に地域の産官学等の団体や園内ボランティア等と協議会を運営している事例があります（服部緑地「みどり・文化・地域」を育てる協議会など）。各公園で活動するボランティアについては各公園管理要領「ボランティアとの協働事業の推進」を参考にしてください。また、府営公園で実施しているイベントについては、下記ホームページを参照してください。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/koen/link/event.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/koen/link/event.html</a>
<b>「制度の枠組みや条件」に関するご質問</b>		
21	耐震補強等や撤去が必要な建物や設備について、通常利用できる状態にするまでの修繕費や撤去費を府側で負担頂くことは想定されていますでしょうか。	府と指定管理者のどちらが負担するのかについては、府営公園管理要領21/119「リスク分担表」及び同要領108/119～114/119「11.指定管理業務における公園施設の補修、修繕等について」を参照してください。なお、新たな賑わい施設を設置するための既存施設の撤去については府の負担がないことを前提にご提案ください。
22	募集要項p.3老朽化した既存施設の大規模改修について 老朽化した既存施設の大規模改修については基本的に府が行うとされていますが、維持管理の範囲での補修や修繕の範囲について、金額での線引き等基準がありましたらお示しください。	府と指定管理者のどちらが負担するのかについては、府営公園管理要領21/119「リスク分担表」及び同要領108/119～114/119「11.指定管理業務における公園施設の補修、修繕等について」を参照してください。
23	既存施設の維持・修繕が必要な場合、費用は府から支払いがあるのでしょうか？	
24	募集要項p.4ほか「維持管理業務」の予算について 各枠組みの業務内容のなかで、維持管理業務についてお示しいただいていますが、この予算は現在の指定管理業務委託のなかでは、「資料5：各公園 契約額一覧」にある指定管理業務契約額に含まれているものでしょうか？別予算である場合、どのように見込めばよいとお示しください。	「資料5：各公園 契約額一覧」にある指定管理業務契約額に含まれています。公園の管理運営に必要な経費から「利用料金収入」及び「収益事業（自主事業）の利益の全部又は一部」を差し引いた額を提案頂き、契約額を確定しています。
25	台風や地震など自然災害時の植栽・既設施設の復旧費は別途復旧費として府から支払いがあるのでしょうか？	天災その他不可抗力による施設躯体、設備等の損壊復旧については協議事項となります。（府営公園管理要領21/119 リスク分担表参照）
26	PMO型の場合、植栽管理等の費用は指定管理料として府から支払いがあるのでしょうか？	府からお支払いする委託料は、公園の管理運営に必要な経費から「利用料金収入」及び「収益事業（自主事業）の利益の全部又は一部」を差し引いた額を提案頂き、提案された金額に基づき契約額を確定することを想定しています。
27	一定金額以上の利益が出た場合、府へ利益を還元するとの記載がありますが金額の目安あるのでしょうか？	利益を還元する方策については現在検討しているところです。還元方法や還元額の考え方等についてご意見、ご提案などをお聞かせください。（募集要項16頁6(5)①参照）
28	公園の開門、閉門時間等、入園可能時間の変更をする事は可能でしょうか？	府営公園は有料施設等を除き24時間入園可能とすることを基本としています。入園可能時間の規制は、深夜から早朝までの間の打ち上げ花火や、夜間に公園周辺に集まる人々による騒音など、周辺住民への迷惑行為を防ぐことなどを目的に一部の公園で実施しています。そのため、入園可能時間の変更には周辺住民等との十分な調整と理解が必要です。

■事前事業提案募集 質問回答

No.	質問内容	回答
20	駐車料金が無料で設定されている公園がありますが、有料の設定に変更になる可能性はありますか？	駐車場料金は、条例で上限の額が定められています。条例の上限の額の範囲内であれば、府と協議のうえ、駐車場料金の額を定めることが可能です。
29	<枠組みⅢ>について管理運営業務において、利用料金制を導入している施設については、条例の範囲内の料金設定、複数の園内設備のセット料金の設定などを府と協議の上行くと記載されていますが、既存の施設を指定管理者が改修し、施設の魅力を大きく高めることを前提に、今後それに相応する料金へ引き上げることは可能でしょうか。	利用料金の額は、府民ニーズや周辺類似施設の料金との均衡等を踏まえる必要があります。そのため、利用料金の額の引き上げに関しては、府との協議が必要です。なお、利用料金の上限の額は、府都市公園条例で定めているため、変更にあたっては条例を改正する必要があります。
30	<枠組みⅢ>について募集要項に指定期間が5年と記載されていますが、今回5年を超えた事業計画の提案を行うことは不可能でしょうか。	<枠組みⅢ>は指定期間5年としているため5年の事業計画で提案をお願いします。その上で別途、新たな提案として5年を超える事業計画を提案することは可能です。（募集要項16頁6(5)②参照）
31	複数の公園を一括管理することにより新たな賑わいづくりを行う様な提案は可能でしょうか？	複数の公園を一括で管理する提案も可能です。（募集要項14頁6（1）①イ参照）
32	各公園においてPFI事業として提案、採用された場合で、園内における自販機等の設置許可は管理者に与えられますか。それとも府に帰属するのですか。	現在、各公園内の自動販売機は、本府が公募で事業者を選定して設置することを基本としています。 P-PFI型施設整備で設置する施設内に自動販売機を設置する場合の取扱いについては、事前事業提案募集の提案も踏まえ検討します。
<b>資料の提供等に関するご質問</b>		
33	各公園の各エリアの面積がわかるような図面を頂くことは可能でしょうか。	追加資料02 「各公園 平面図」として追加しています。
34	各公園ごとに電気設備、給排水設備などの場所が確認できる資料はありますか。	各公園ごとの電気設備、給排水設備等については、「各公園 管理マニュアル」の資料編に平面図を掲載していますので、ご確認ください。
35	既存の公園施設について、建築確認に使用するような施設スペックのわかる資料や設計図書を事前に閲覧する機会とともに、資料に関する質問機会も設けていただくのは可能でしょうか。本募集の段階で、このような資料の不在による図面の書き起こしの作業と経費が発生するリスクを考慮し、今回資料を確認させていただきたいという趣旨もあります。	各公園の主要な建築物については、「各公園 管理マニュアル」の資料編に平面図を掲載していますので、ご確認ください。
36	「資料10 府営公園管理要領」の文中で、□枠で囲ってある資料について、一部インターネットで、ダウンロード可能ですが、検索できないものも含まれます。これら資料が一括でダウンロードできるURL等があれば、教えてください。そうしたURL等がない場合は、資料の入手の方法について、教えてください。	追加資料03 「府営公園管理要領 別表・様式」として追加しています。
37	各公園別の昨年度の管理費（内訳 清掃費、除草費、修繕費等）を可能ならお教えいただけませんか。	追加資料04 「平成30年度年間・維持管理経費」として追加しています。
38	各公園の過去5年間の自主事業としての実績があれば内容等の開示をお願い致します。	追加資料05 「平成30年度収益事業（自主事業）収支報告」として追加しています。

■事前事業提案募集 質問回答

No.	質問内容	回答
39	「資料3」に記載のある来園者数は、どのように集計したのか	来園者数は府営公園管理要領に示す推定式により算定しています。（府営公園管理要領116/119 参照） 追加資料03 「府営公園管理要領 別表・様式」に「別表3 公園毎の来園者数の推計式」として追加しています。
40	持ち出し可能個所の伐採木・剪定枝の処分について、有効活用実績に関する資料があれば、開示してください。まとめられた資料がない場合は、有効活用の事例について教えてください。	追加資料06 「各公園におけるチップ化実績」として追加しています。
41	経年劣化と適切な修繕実績を踏まえた長期修繕計画のもと必要な修繕費を民間事業者が算定し、妥当な事業計画を立案できるよう、この事前募集にあたりエンジニアリングレポートに相当する資料の閲覧機会を提供していただくのは可能でしょうか。	府営公園では施設の長寿命化に向けた健全度調査を実施しています。健全度調査の結果について閲覧期間を設けます。下記のホームページに図書閲覧実施要領を掲載しています。閲覧を希望される場合は9月20日（金）午後5時までにお申し込みください。 <a href="http://www.pref.osaka.lg.jp/koen/shiteikanri/r1zizen-kaitou.html">http://www.pref.osaka.lg.jp/koen/shiteikanri/r1zizen-kaitou.html</a>
<b>その他のご質問</b>		
42	事前事業提案の公表対象につき、「公園名、施設種別等」とあるが、具体的な公表対象の項目は何か。	公表する内容はご提案いただいた内容を踏まえて検討します。企業ノウハウにかかる内容は公表しません。
43	提案内容の公表にあたり、具体的な公表内容は事前に相談があるのか。	公表にあたっては事前に提案者に公表の内容を確認します。
44	浜寺公園管理マニュアルのP3にて、プールの改修及びレストハウス撤去が予定されている旨記載があるが、詳細（改修内容やスケジュール等）を知りたい。	令和3年度の営業開始までに既存の変形大プールを撤去し、新たに変形大プールと流水プールを整備する予定です。レストハウスは令和3年度中に撤去する予定です。
45	長野公園においては駐車場がありませんが、現在までで近隣住民より迷惑駐車等での苦情、事故、事件の発生等はありませんか。あれば具体的な内容まで開示下さい。	路上駐車による苦情、事故、事件等は近年発生しておりません。なお、桜の花見など行楽シーズンには交通整理員を配置し車両誘導や路上駐車対策を行っています。（長野公園管理マニュアル P6）
46	2025年の大阪万博に向けて、大阪府営の各公園では、これから具体的にどのような取り組みを予定されているのでしょうか。	各府営公園の特性を活かした魅力向上の取組みついて、自由で柔軟な発想でご提案をお願いします。
47	枠組みⅠでの提案者Aと枠組みⅡでの提案者Bを府が引き合わせることはありえるか（AとBの提案を組み合わせることで更なる公園価値の向上が見込まれる場合等）。また、そのタイミングはどの時点か。	特定の事業者を他の特定の事業者に本府が引き合わせることは想定していません。
48	ネーミングライツでの公園価値向上の貢献を検討する場合（枠組みⅠ、Ⅱ、Ⅲの何れでもなく）、枠組みⅠでの提案者を府が引き合わせることはありえるか。また、そのタイミングはどの時点か。	

■事前事業提案募集 質問回答

No.	質問内容	回答
49	新制度導入までのスケジュールの件 今回の事前事業提案募集後、魅力的な提案があった公園は公募の前倒し、実現性の検討（Sグループ）とありますが、これは現在令和5年3月末まで指定管理者契約をしている公園での契約を解除して、令和2年に新たな事業者を募集して契約し、令和3年度から実施するというのでしょうか。	事前事業提案募集での提案を踏まえ、今後検討します。
50	8月1日付けの日本経済新聞の朝刊記事に「魅力的な提案があれば、期間満了を前倒しして移行する」とありますが、現在の指定管理者との関係や新しい提案者との契約は、具体的にどのようなになるのでしょうか。	
51	提案内容によっては次期指定管理開始時期を前倒ししての計画実施可能とことですが、その場合、現在の指定管理者への補償等はあるのですか。または、現管理者が途中解約に同意しない場合はどうなるのですか。	
52	枠組みⅡの施設整備事業者と指定管理者の件 先の話になりますが、P-PFI型施設整備事業の公募と特定区域以外の公園区域の指定管理者の公募の時期は同時でしょうか。また、P-PFI型事業への応募と指定管理者への応募の両方に、同一者が行うことはできるのでしょうか。	公募のスケジュール等については未定です。
53	業務開始時期がAグループとBグループで1年ずれているが、それぞれの具体的な公募スケジュールが知りたい（Aグループのプロセス終了後にBグループの公募が開始されるのか）	
54	公園の運営をどのようにして行っていきたいとお考えでしょうか。費用削減と魅力向上ではどちらを優先したいとお考えでしょうか。	公園の魅力向上や府の財政への貢献等の観点から、各公園に導入する制度を検討します。現時点でお示しすることはできません。
55	公園全体のイメージを変えるような抜本的な整備を望まれているのか、公園の一部分のみを変えるに留まる規模の小さな整備を望まれているのかどちらでしょうか。	
56	府営公園への更なる民間活力の導入で、今後、大阪府として中・長期的に維持管理費用負担をどの程度削減して行きたいとお考えでしょうか。具体的な数値でお示し下さい。	
57	新たな管理運営制度で想定する<枠組みⅠ・Ⅱ・Ⅲ>が、どの公園に当てはまるのか、大よそのお考えをご教示ください。	事前事業提案募集では、府営公園の魅力向上に向けて民間事業者の皆様の自由で柔軟なご提案をいただき、外部有識者等の意見を踏まえ、各公園に導入する制度を検討することとしています。